

事例検討 「障害福祉サービスから、介護保険への移行」

年齢	65歳	女性	障害名	視覚障害	障害手帳	身体障害者手帳2級	区分 介護度	区分2 ⇒ 要支援1
活用している制度・社会資源			障害者年金					
支援開始までの経緯	<p>今までは、障害者自立支援法での障害福祉サービスを利用されていたが、65歳になり、要介護・要支援認定の申請をおこなう。結果、『要支援1』。制度移行に伴い、サービスのコーディネートが必要となり、地域福祉課より地域包括支援センターへ依頼があった。 ※障害福祉サービス 居宅介護:家事支援 32H/M・通院同行 22H/M</p>			障害福祉サービス利用時			介護保険利用時	
	状況		本人の気持ち		関係機関・相談員の動き・視点		課題・必要な社会資源や制度	
初期	<p>集合住宅の2階にて居住。ほぼ毎日の生活支援(買い物・掃除・調理)と受診同行(同行援護)を受けている。近隣にスーパーなどは無く、交通量の多い道路が家の近辺にある。※調理は、インスタントラーメンが作れる程度。65歳になられることで、介護保険新規申請。</p>		<p>介護保険サービスの説明を聞くと、今までと変わりのないサービスが受けれるというので、安心だ。</p>		<p>制度移行に際しての説明を事前に行った。</p>		<p>説明の際には、サービス内容のみでなく介護保険サービスへ移行した際に置き換わる事柄と受給量の説明が必要。</p>	
中期	<p>介護保険サービスに移行するにあたり、今まで利用していた受診同行や家事支援の時間が足りないことが明確になる。また、介護保険サービスを利用するには、自己負担(1割負担)を支払うこととなる。</p>		<p>今まで通りのサービスが受けれると聞いていたのに、話が違う。どうやって生活をすれば良いのか!!!年齢を重ねていくのに、どうしてサービス量を減らされるのか? 減らされた上に、一割負担なんて・・・。</p>		<p>行政を含む関係機関にて訪問し、再度説明を行う。制度移行した際の想定も合わせて説明。現在の生活を支えるためには、サービス量が足りない為、地域包括立ち合いのもと、『区分変更』申請をおこなった。申請後も、本人とのラポール形成の為、訪問を繰り返した。</p>		<p>サービスや関係者の調整を本人を含め話し合う時間が短かった。制度移行期間を設け、十分な時間をとることが必要。この場合、90日前からの申請が可能であった為、早くから認定結果を基に対応すべきであった。</p>	
後期	<p>『要支援1』で賄えるサービスを利用する。その中で、自身で出来る事柄を明確になった。また、家族や友人の協力を求めた。結果、インフォーマルな繋がりが出来はじめた。</p>		<p>今まで、声をかけたことが無かった家族や友人に協力してもらえる様になった。新しい友人もでき、一緒に外出する様になった。区分変更の結果、『要介護1』の判定が出た。1割負担は発生するが、生活は安定してきた。</p>		<p>ラポール形成がとれたことで、本人と今後について取り組みを話すことができた。『要介護1』の結果が出たことで、担当CMを設定し生活支援は充足した。インフォーマルな支援については、引き続き担当CMへ引き継ぎを行うことで従来必要であったサービスが必要でなくなった。</p>		<p>障害福祉サービスと介護保険サービスの受給量の差(状態像の差)があった。区分変更時には、本人が伝えきれないことをサポートする必要がある。結果的にインフォーマルな関係性ができたことで、従来必要であったサービスが必要でなくなったことから、フォーマルな人間関係が先行したことで、事業所・サービス依存度が加速したと考えられる。</p>	